

納税が100%猶予・免除される 改正事業承継税制

Index

- 1 事業承継税制の改正
 - 2 事業承継税制の概要
 - 3 事業承継税制の改正ポイント
 - 4 経営環境の変化と納税猶予額の免除
-

1 事業承継税制の改正

事業承継税制とは、中小企業の後継者が先代経営者から非上場株式等を取得した場合、その非上場株式等の価額に係る相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度です。

平成30年度税制改正で、事業承継税制に新たな特例が設けられ、2018年1月1日以降の相続・贈与について適用されます。なお、本稿では、法人向け事業承継税制の解説になります。事業承継税制に関する改正のポイントは次の通りです。

(図表1) 【事業承継税制に関する改正のポイント】

区分	改正前	改正後
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除	株式の3分の2について80%（相続税）まで猶予	全株式について全額を猶予
猶予・免除の対象者（特例後継者）	筆頭株主のみ	最大3名まで
雇用要件	8割以上を5年間平均で維持	要件を緩和（理由を記載した書面を都道府県に提出）

中小企業経営者の高齢化が社会問題となっている今、円滑な事業承継が期待される事業承継税制の改正内容について紹介します。

2 事業承継税制の概要

1.) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の手続き

事業承継税制の特例を受けるには、2018年4月1日から2023年3月31日までの間に、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「円滑化法」）の規定に従い、特例承継計画を都道府県に提出する必要があります。

次に、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予および免除の特例の適用を受けるには、相続税・贈与税の申告期限までに、円滑化法の規定に従い、特例認定承継会社としての認定を受ける必要があります。

特例認定承継会社の主な要件は次の通りです。

- ・ 円滑化法で定義する中小企業者であること
- ・ 風俗営業会社でないこと
- ・ 資産保有型会社または資産運用型会社でないこと
- ・ 従業員がいること

円滑化法による中小企業者の定義は次の通りです。

サンプルレポート

本レポートは、サクセスネットで公開している
ビジネスレポートの一部を公開したサンプルです。
サクセスネットサイトにログインした後、全文を
閲覧することができます。